

太田市防塵対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、主に冬季の強風による砂塵^{じん}を軽減し、農地周辺の環境保全を促進することを目的に、ぐんま酪農業協同組合及び市内の農業協同組合並びに組織団体（以下「組合等」という。）が実施する防塵対策（以下「防塵対策」という。）に要する経費の一部に対し予算の範囲内で太田市防塵対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、防塵対策に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 組合等に属する畜産農家が行う自家用飼料増産に係る作付に必要なイタリアンライングラス等の種苗購入費
- (2) 組合等に属する耕種農家又は園芸農家が行うほ場の囲い込み、間作等による害虫又は風害の防除に係る作付に必要なイタリアンライングラス等の種苗購入費
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の総額の6分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

(書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けた組合等は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱

の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた組合等については、第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。